

### 議事日程第3号

令和7年6月11日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（6番～9番）

---

#### 出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総務部長兼 庁舎整備室長 山 田 敏 寛
企 画 部 長 岡 本 拓	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教 育 参 事 兼 学校教育課長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 荻 曾 弘 太 郎
まちづくり課長 栗谷本 真	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 金 子 文 仁	保 険 長 寿 課 長 日 比 野 克 彦
福祉子ども課長 瀨 瀨 泰 浩	農 林 課 長 大 久 保 嘉 博
上下水道課長 木 村 公 彦	建 設 課 長 古 川 孝
亜炭鉱廃坑 対策室長 有 国 敦 夫	会 計 管 理 者 塚 本 政 文
生涯学習課長 渡 辺 一 直	

#### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士	議 会 事 務 局 書 記 井 上 美 佐 子
----------------	----------------------------

### 開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹さんの議席を後列右端の位置に変更しますので御了承ください。

また、中日新聞可児通信部様、岐阜新聞社様、NHK岐阜支局様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 鈴木秀和さん、7番 清水亮太さんの2名を指名いたします。

---

### 一般質問

議長（大沢まり子さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

9番 伏屋光幸さん。

9番（伏屋光幸さん）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、御嵩町の自治会組織が抱える課題と現状について、大項目1点のみを質問いたします。

今年は早くから気温上昇があり、私ども農業法人団体で、先日、作業中に救急車を依頼する出来事がありました。原因は熱中症であります。病院に運ばれましたが、点滴を打ってすぐに自宅に帰られたということです。

この先、夏の季節に入りますが、皆様方も健康管理には十分留意をされますように。

では、本題に入ります。

近年、自治会は役員の負担増や若年層の不参加、加入率低下、高齢者の退会や役員拒否の退会者など、様々な課題を抱えています。

地元新自治会長が私に相談をされました。当自治会は令和6年度には86件で、今年度自治会長を受けた4月には昨年より10件減少で、76件で異常現象であります。

また、ほかの自治会では、班で集団退会10件などが発生しています。この自治会は、ここ数年で50件以上の脱会者があるそうです。このような現象を町はどのように認識してみえますか。

町全体の自治会数は68自治会があることは私も存じております。伏見地区では17自治会の2自治会の問題のみですが、これ以外に御嵩町全体の自治会でも入会者や退会者の問題があると思います。

ここで質問をいたします。

現在の御嵩町内自治会加入率は。

それから2番目に、近年の自治会退会の状況をどのように認識をしておられますか。

3番目に、町は自治会の現況や課題を把握しているか、またどのように認識をされているか。

4番目に、自治会に対する施策、支援の在り方についてどのように進めているかの4点を質問しますので、よろしくお願いします。

#### 議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

#### 民生部長（中村治彦さん）

おはようございます。

伏屋議員も今年の夏は猛暑になると聞いておりますので、くれぐれもお気をつけください。

それでは、伏屋議員からいただいた御質問4点につきまして、るる答弁をさせていただきたいと思います。

令和7年4月1日現在の自治会の加入状況は、自治会加入世帯数が4,707世帯、住民基本台帳上の世帯数7,704世帯となり、自治会加入率は約61%となります。

近年の自治会加入状況を分析してみますと、令和2年度、コロナ禍以降、退会世帯が増加しているように見受けられます。特に、令和4年度以降で退会世帯が加速している状況でございます。

令和5年度、令和6年度に自治会の現状や抱えている課題を把握し、支援策を探るために自治会長宛てにアンケート、現況調査を実施しましたので、その結果を踏まえて以下答弁を申し上げます。

自治会退会理由は、役員をやりたくない、高齢化のため自治会行事に参加できない、入会金や会費が負担であるという意見が多くありました。

また、新規加入者が自治会に加入することに対して、自治会行事への参加や自治会内の役員が負担となっているという声もあつたようです。

ただし、このような中でも、自治会の工夫などにより退会世帯に歯止めをかけ、また入会を促進している自治会もあると聞き及んでおります。

自治会の主な要望は、役員の負担軽減、新規加入促進パンフレットの作成、回覧物の軽減、役場等の行事の負担軽減などがありました。

同様に、自治会の抱えている課題は、自治会報償費の見直しを含む財政支援、高齢化による自治会維持の困難、自治会組織及び自治会長の負担軽減、ごみ集積所の利用などが上げられております。

自治会の存続は、少子高齢化や加入率の低下などにより全国的な課題となっていることは議員の御指摘のとおりです。本町においても例に漏れず、加入率は年々低下をしている状況でございます。このような状況に対して、自治会加入促進パンフレットを作成し、転入時に窓口にて配付、活用しながら自治会加入を勧めております。

昨年度からは、自治会に加入しているメリット感の創出として、ごみ袋の配付を実施しました。この配付事業については、自治会長の69%の方が満足と回答しており、今年度も事業を実施いたします。

今年度からは、自治会長の負担軽減を図るため、年度末に開催する自治会長連絡協議会を書面決議といたしました。また、全町自治会長が充て職となっていたものを今定例会で削減するよう条例改正を提出しております。ほかにも、担当課に負担軽減できるものはないか調査を実施し、充て職から外したのもございます。

引き続き、実施した施策は継続し、自治会報償費の見直しなど、検討中のものは実施に向けて調査・研究を行ってまいりたいと思います。回覧物配付の減量や役員負担軽減など、全課に関係することですので、全庁体制で取り組んでいきたいと思っております。

また、行政からの支援策は限られます。自治会内部でしか解決できない課題もあるかと思っております。今後は、他の自治会が参考にできそうな町内の自治会の活動事例を紹介したり、任意参加での自治会長研修会などを開催できればと思っております。問題解決に向けた取組を自治会と行政と共に進めていけたらと考えております。

令和5年第4回定例会、岡本議員の答弁と重複いたしますが、今後、行政と自治会の在り方をどう構築していくか、また存続が危ぶまれる自治会の組織をどう再建していくのか、大変重要な課題であると認識しているところでございます。今後も一緒になって課題を整理し、取り

かかれるものから取り組んでまいりたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[ 9 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子さん）**

9 番 伏屋光幸さん。

**9 番（伏屋光幸さん）**

ただいまは民生部長の前向きな御意見をいただきまして、ありがとうございました。

自治会は任意団体のため行政のほうにぶつける問題ではない部分もあると思いますが、さっき言われた自治会に対する新規加入のパンフレット、これは現自治会長が最近私のうちへ持ってこられました。それを見ますと、やはり窓口で自治会に加入されるよう勧められていることは十分分かっております。

それから、退会については、高齢者の方については分かりますが、それ以外の人ですね、役員が数年後に来るとかという方が辞められるのは本当に残念であります。

私が平成21年に自治会長をやったときには、これっぽっちもそんなことはなかった問題が、急に最近退会を、簡単に辞められるということは本当に残念であります。これは自治会長の問題ではなく、町全体の自治会でもいろんなことが発生しておると思いますが、そのときに、今言われたように自治会長にアドバイスをしていただきたいというのが、私も町政に関わる担当部署に特にお願いしたいと思います。

それと、やはり窓口で新しく御嵩町に家を造られて入られる方、特に自治会加入を窓口のほうで取りあえず進めていただきたいというのが私の希望でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単な今回の質問であります。任意団体のこともありまして深掘りはしませんので、私の質問は以上であります。

**議長（大沢まり子さん）**

これで、伏屋光幸さんの一般質問を終わります。

続きまして、2 番 広川大介さん。

**2 番（広川大介さん）**

よろしくお願ひします。

それでは、有害鳥獣捕獲のさらなる活動促進について質問させていただきます。

所管の農林課長が4月に替わったばかりのタイミングで大変心苦しく存じますが、前回の3月議会に引き続き、有害鳥獣捕獲に関して幾つか伺いたいと存じます。

実は私、前回の一般質問の答弁を受けて考えた結果、今年度は有害鳥獣捕獲隊に参加するの

をやめました。捕獲報奨金の増額や各種手当を手厚くしてほしいという金銭的な要求を捕獲隊員兼議員という立場で続けていくことに少しやりにくさを感じたからです。一部で広川は捕獲報奨金が安いから捕獲隊をやめたいよといううわさが立っているようですが、もちろん有害鳥獣捕獲をやめたわけではありません。捕獲隊員として報奨金をいただきながら活動したいというのが本音ではありますが、本町の有害鳥獣捕獲を最短コースでよい形にするために、今年度は捕獲報奨金等の手当のない自衛捕獲という方法で有害鳥獣捕獲を継続しつつ改善に取り組むことにしました。そして、現時点で既に5頭の成獣を捕獲しております。

また、前回の質問の冒頭での御嵩町の有害鳥獣被害に対する取組が近隣市町村で最も弱いという表現について、御嵩の捕獲隊が弱いと解釈され立腹されている方がいるようですが、もちろんそういう意味ではなく、御嵩町役場からの捕獲隊へのサポートがすごく弱いという意味です。ここで補足しておきたいと思います。

捕獲隊員の方々は、皆様真面目に危険を冒して強力で町を守っていると思っております。

では、質問に入ります。

まず、捕獲隊の募集等の告知についてです。

本件、前回質問させていただいて以降、捕獲隊員の募集や狩猟免許取得者に対する補助金などの告知について、ホームページへの掲載を開始し、さらに募集のチラシも作成していただいたようです。一歩進めていただきましたことを感謝申し上げます。引き続き、最新の情報提供を継続していただきますことを期待しております。

ただ、ホームページは検索されて初めて役に立つ媒体です。有害鳥獣や捕獲隊等の言葉を知っていてそのワードで検索しないと、せっかく作成いただいたページになかなかたどり着くことはできないはずですので、併せてほかの媒体での積極的な情報発信をしていくことが必要だと考えます。

そこで伺います。

町は、今後御嵩町の有害鳥獣捕獲や捕獲隊の存在を知らない人たちに、どのような方法で情報発信を行っていく予定でしょうか。今後の捕獲隊に必要な若手を増やすには、広報紙に掲載してもほとんど意味がないと考えます。私としては、捕獲隊を募集するタイミング等でユーチューブ広告をはじめとしたインターネット広告をやるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、捕獲隊のメンバーを増やすには、まず狩猟の免許の取得者を増やさなければなりません。捕獲隊に加入したいと考えても、狩猟免許を持っていなければ最短でも翌年度になってしまうからです。

現状、御嵩町では狩猟免許の試験日程や狩猟免許講習の日程などを一切紹介していません。御嵩町近隣で狩猟免許を受けるチャンスは年に2回しかありませんので、早い段階から積極的

に発信していく必要があると思いますが、狩猟免許試験及び講習会についての情報発信は行わないのでしょうか。

2回あるチャンスのうち、1回は既に締め切っています。2回目の試験は8月8日、申込みは7月18日で締切り。講習会はもう少し早く締め切りますので、時間はありません。これを逃すと免許取得が来年度、捕獲隊への加入が再来年度になるわけですから、とにかく最短で行える方法でできることを伺いたいと思います。

次に、有害鳥獣捕獲の実施要領について伺います。

御嵩町鳥獣被害防止計画によると、本町の有害鳥獣捕獲は、自治会や農地改良組合等からの有害鳥獣被害報告を受け、御嵩町有害鳥獣捕獲実施要領及び御嵩町有害鳥獣捕獲隊編成規定に基づき行うものとあります。ただ、御嵩町有害鳥獣捕獲実施要領とは別に御嵩町被害防止捕獲実施要領というものがあり、この書類の1行目に御嵩町有害鳥獣捕獲実施要領の全部を改正すると記載されています。つまり、既に前者の有害鳥獣捕獲実施要領は後者の被害防止捕獲実施要領に更新され、効力を失っているものと思いますが、いかがでしょうか。捕獲隊の準備会においても、前者の有害鳥獣捕獲実施要領に基づき進めると説明されています。

また、捕獲隊員加入する際には要領、内規を遵守するという確約書にサインをさせられるわけですが、確約書を提出する時点でこの要領や内規は加入希望者に配付されていないように思われます。本年度も、私が捕獲隊に加入しない旨を表明する前に本年度用の確約書が送られてきましたが、要領、内規は同封されていませんでした。

配付もせずに確約書を書かせているとすれば問題だと思うのですが、いかがでしょうか。捕獲隊員全員に実施要領や内規が全て配付されている、もしくは閲覧できる状態になっているかどうか確認します。

また、もしこれらが配付されていないとしたら、改めて捕獲隊員全員に配付だけでなく内容の理解を進めるための説明会などを行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、捕獲方法について伺います。

前回の一般質問でも、箱わなだけでなく、くくりわなも使えないかという質問をしまして、その考えはないと御答弁いただきました。

ところが、先日、私は参加しておりませんが、5月15日に開催された捕獲隊準備会にて招聘されていた岐阜県野生動物管理推進センターの岐阜大学の方及び岐阜県庁職員の方が以下のようなことを言われていたそうです。2歳以上の成獣を選択的に捕獲していかなければ被害は減らない。成獣を捕獲するには箱わなでは難しい、成獣は捕獲するにはくくりわなを使う必要があるなどです。

前回この質問をした際の御答弁では、隊員の安全確保のためということが捕獲方法を箱わな

に限定する理由とのことでしたが、箱わなも決して安全ではありません。とどめ刺しのために箱わなに近づけば、わなをゆがめて破壊しそうな勢いで暴れるものですし、ちょうど先日、捕獲後に扉を破壊して逃げていた事象もありました。

目の前でわなを破壊し、飛び出して逃げていったということも捕獲隊の仲間うちで起こりました。繰り返して言いますが、箱わなでの作業もかなり危険ですし、緊張感を伴う作業です。せっかく危険を冒すならば、より効率的にイノシシを減らす成獣の捕獲のためにくくりわなを使用すべきと考えます。

また、くくりわな使用時のとどめ刺しの危険度を下げるために、猟銃でのとどめ刺しも可能とすべきです。

岐阜大学の方、県庁の方のお考えを聞き、箱わなだけでの捕獲の限界を再認識していただいた上で、捕獲方法の拡充についてどのように考えるかお聞かせください。

次に、捕獲隊の位置づけについて確認いたします。

捕獲隊員の方の中には、捕獲隊はボランティアなんだからとおっしゃる方が結構いらっしゃいます。私自身も、昨年度隊員として活動していた際には、大いにボランティア精神を發揮していたようにも思えます。

ただ、農水省の鳥獣被害対策実施隊の設置等についてという資料を見ると、隊員は非常勤の公務員であると記載されています。

そこで端的に伺います。御嵩町有害鳥獣捕獲隊はボランティア活動なのでしょうか。もしそうではないなら、どのような位置づけ、立場であるのかを御説明願います。特に、鳥獣被害対策実施隊であるのかどうかについても明確にさせていただきたいと存じます。

また、もし捕獲隊がボランティアではないならその旨をしっかりと隊員全員に周知し、理解していただく必要があると思いますが、これにどのように取り組むのでしょうか。

次に、捕獲報奨金について伺います。

こちらも前回の質問で触れ、役員会で検討すべきことと御答弁いただきましたが、その後、3月26日に開催された役員会にて捕獲報奨金の引上げについて要望が出ていました。

何でもかんでも役員会で決定していただくことと答弁されることが多いですが、とはいえ役員会で勝手に報奨金の引上げを決定するわけにもいかないでしょう。

そこで確認します。役員会で出た捕獲報奨金の引上げ要望を踏まえ、今後どのようなスケジュール、段取りで報奨金の引上げの検討が行われ、また引上げに至るのでしょうか。

報奨金に関してもう一つ伺います。

現在、イノシシの幼獣を捕まえても成獣を捕まえても、報奨金は同じ1万円です。ただ、準備会で招聘した講師の方が、ウリボウを捕まえたほうがお金もうけにはよいとおっしゃって

ました。確かに、幼獣は3頭、4頭同時に捕まることが多いですから、そうすると1回で4万円になるわけで、確かにちょっとおいしいなと感じるものです。しかしながら、金にはなれど成獣を捕獲しなければ被害減少にはつながりません。それなら、幼獣と成獣で報奨金を変えるのはいかがでしょうか。

幼獣と成獣の線引きについては、ウリ模様の有無で判別するとか、20キロ以上を成獣とするためにそれをはかる手段を検討するなど課題はあると思いますが、こうすることで成獣の捕獲が推進されればよいわけです。

例えば、幼獣は1頭当たり5,000円、成獣は1頭当たり3万円などにしたらよいのではないかと思います。現状、幼獣の捕獲数が圧倒的に多いですから、これなら幼獣の報奨金支出が抑えられることで報奨金全体の支出が増える可能性は低く、今年度から始められると思います。

次に、捕獲隊の活動期間について伺います。

残念ながら、今年度も捕獲隊は6月からの活動開始となりました。

私は、今年度、捕獲隊に参加しない前提で4月から自衛捕獲を始めておりますが、その過程で感じたことがあります。4月、5月は妊娠中の雌の個体を多く見かけるということです。実際に、私が4月28日に捕獲した個体は妊娠中で4頭の胎児を抱えていました。私のわなには監視カメラが設置されているのですが、私が確認できただけでも3頭の妊娠中と思われる個体が写っていました。

通常、出産時期が4月から6月ですから、6月の捕獲隊活動開始までにはほぼ出産を終えてしまうでしょう。この大事な4月、5月に捕獲活動ができないということは不効率の極みです。イノシシは一度に平均4頭の子供を産みますから、開始時期を6月に遅らせることでわざわざ頭数を5倍に増やしてから取り組むというようなことをやっているわけです。

4月、5月に捕獲活動ができれば、妊娠中はより多くの餌を必要とし、新たな餌場に近づきやすくなることで捕獲のチャンスが増えるという効率面でのメリットも考えられますし、何より出産前に捕獲すれば捕獲報奨金も1頭分で済むという、町にとっては大きな金銭的なメリットがあります。4頭産まれたら5倍の報奨金を覚悟しなければなりません。わざわざ出産を待つという選択肢があつてよいのでしょうか。

6月から開始ということも役員会で決めていただいたと言いたいでしょうが、町は有害鳥獣から町を守るために捕獲隊を組織したはずです。その立場で、捕獲効率を上げるために捕獲隊役員会に対して4月から活動するように提案してしかるべきだと思うのですが、これについてどのように考えるのでしょうか。

最後に、捕獲隊とは直接関係ないことではありますが、関連して発生した事象について質問

したいと思います。

農林課に限らない話となりますので、事務を監督される立場にある副町長に伺います。

3月26日に開催された有害鳥獣捕獲隊役員会において、私が3月議会で行った一般質問の読み原稿が参加役員全員に配付されました。

一般質問の議事録が配付されたなら、それは公文書でありますから全く問題はないと考えます。しかし、一般質問の読み原稿は執行部とのやり取りをスムーズにするために質問者があらかじめ議長宛てに提出するものであって、公文書ではありません。それを議会でも執行部でもない外部に配付してしまうことは問題であると考えます。

特に、この読み原稿の取扱いに関する先例やルールはないようですが、使うならせめて事前に質問の著作者である私、もしくは議長に許可を取るべきだったのではないかと思います。副町長は今回のような読み原稿の取扱いについてどのようにお考えでしょうか。

このような雑な取扱いを許してしまうなら、いずれ一般質問の日よりも前の段階で読み原稿が外部に流出してしまうことも考えられると危惧しております。

また、この読み原稿は5,000文字を超えており、読むだけでも20分かかるものでしたが、役員会の冒頭に全参加者にこれを読む時間を与えられ、つまり会議が始まってすぐに20分間会議が止まるという意味の分からない議事進行でした。平日の夕方6時半に集められた役員さんたちが気の毒でなりませんでした。

町のために力を貸してくださる方々を集めて会議をするわけですから、例えば今回であれば事前に私か議長に許可を取り、事前に参加者に送付した上で会議に臨むなど、スムーズな会議運営に努めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上、それぞれ御答弁をよろしく願いいたします。

**議長（大沢まり子さん）**

建設部長 早川均さん。

**建設部長（早川 均さん）**

おはようございます。

それでは、広川議員から有害鳥獣捕獲隊のさらなる活動促進等についてと題され、大きく7つの御質問をいただきました。

6つ目の質問までは私から答弁させていただき、最後の質問は副町長から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

広川議員からは、令和5年第3回定例会で鳥獣被害対策についてと題された一般質問を、また先回の令和7年第1回定例会では有害鳥獣捕獲隊の活動促進等についてと題された一般質問を受け、答弁させていただきました。今回もしっかりとお答えしてまいりたいと思います。

それでは、御質問をいただきました1点目、有害鳥獣捕獲や捕獲隊の存在を知らない人たちにどのように告知していくかについてお答えします。

御嵩町有害鳥獣捕獲隊、以下、捕獲隊と申し上げますが、捕獲隊の活動等については、町ホームページのほか、町広報紙に掲載し、周知を図っています。

また、地道なところでは、狩猟免許を取得された方へ町の有害鳥獣捕獲活動従事者支援事業の案内をお渡ししていただけるよう、県へ依頼しているところです。狩猟免許取得経費の補助は、有害鳥獣捕獲活動への従事確約が条件となっておりますので、捕獲隊への加入促進等、間接的ではありますが、周知に至るものと考えています。

なお、狩猟免許に関して、狩猟免許試験や講習会等の日程を紹介してはどうかとよい御提案をいただきましたので、早速町ホームページにて狩猟免許試験ページへの誘導をさせていただいております。御提案ありがとうございます。

また、捕獲隊活動の情報発信について、ユーチューブ広告をはじめとしたインターネット広告をやるべきではとの御提案については、令和6年第3回定例会の一般質問で広川議員からインターネット広告の導入についてどう考えるかとの質問に町長が答弁したことを前提として、今後研究できればと思っています。

その答弁概要ですが、みたけファンクラブのプロモーションなど、大規模なイベント開催告知やプロモーションにはユーチューブ広告が効果的であると考えます。町内外に広くPRするための広告手段の一つとして、ユーチューブ広告の可能性を検討したいというものです。広告掲載には費用もかかることから、今後、他部局の導入動向、その効果、成果の情報を共有いただきつつ研究していければと考えております。今後におきましても、捕獲隊の活動や加入促進につながるよい周知方法について、ユーチューブ広告に限らず、どのようなことができるのかを研究していきたいと考えています。

御質問をいただきました2点目、御嵩町有害鳥獣捕獲実施要領の効力についてはお答えします。

町鳥獣被害防止計画に記載されている捕獲体制の文言の中に「御嵩町有害鳥獣捕獲実施要領に基づき」とありますが、広川議員が御指摘のとおり同要領は既に全部改正されており、これは記載誤りでございます。記載の同要領には効力はありません。現要領は御嵩町被害防止捕獲実施要領であります。慎んでおわび申し上げますとともに、訂正をさせていただきます。

なお、実施要領や捕獲隊内規は捕獲隊員の皆さん方への配付はしておりませんが、閲覧できるよう農林課にて準備をしています。

また、捕獲隊員への配付と改めての説明会を開催すべきではとの御質問につきましては、先週6月5日に行われました捕獲隊出発式の前に捕獲隊長及び各地区隊長に御相談を申し上げ、

誤記載の実施要領を正規の実施要領に読み替えていただくことで御了承いただいたところです。

なお、次回7月頃に開催と聞き及んでおりますけれども、次回の役員会において、役員の皆様に対し実施要領と捕獲隊内規を配付し、説明するものとしていただいておりますことを御了解ください。

それでは、御質問をいただきました3点目、野生動物管理推進センターの意見を踏まえ、捕獲方法の拡充はについてお答えします。

今年度の捕獲隊準備会において勉強会を実施させていただきました。これは、農林課担当職員の発案で、講師に岐阜県野生動物管理推進センターからお2人をお招きし、野生動物に関する基本的概要と題して講演をしていただきました。同センターは、岐阜県と岐阜大学の共同設置機関として野生動物被害対策を推進するために平成24年に設置された機関です。

御質問は、先回の一般質問と同様、有害鳥獣の捕獲方法、くくりわなを導入するに関して町の見解はというものです。広川議員が紹介された勉強会講師のコメントは間違っはおりませんが、勉強会に参加された方からお聞きになられた講演と質疑応答の中の一部だと思われま

す。講師からは、成獣を捕獲するにはくくりわなを使う必要があるとお話しになられたのではなく、正直なところ、くくりわなは有効だと思いますとされた上で、誤捕獲や事故のリスクもあるのでなかなか使用しづらいです。また、自治体としてはお勧めできないのが現実ですとお話しいただきました。

さらに、箱わなの仕掛けなどの工夫、場所の変更など、様々な対策を組み合わせる必要があります。なかなか捕獲できない個体にこだわるより、他の個体を優先的に捕獲するほうが効率はよいですともお話しいただきました。

御質問は、講師の考えを聞き、捕獲方法の拡充について町の考えはというものでした。

お答えは先回の一般質問の答弁どおりとなりますが、捕獲活動においては捕獲隊員の安全性を優先していることから、現時点でくくりわなを使った捕獲を採用する旨の協議を捕獲隊に提案する考えはございません。

それでは、御質問をいただきました4点目、町有害鳥獣捕獲隊はボランティア活動なのかについてお答えします。

捕獲隊は、町被害防止捕獲実施要領に編成の規定があり、捕獲隊編成に関する内規に編成の目的が規定されています。そこには、農林水産業等の被害の軽減に貢献することを目的とし、この目的に賛同する者が捕獲隊員として選任されるとなっております。端的に申し上げるなら、町の呼びかけに賛同され、協力を申し出ている皆様方と理解しています。その身分はあくまで任意団体組織の構成員で、活動はボランティアに包含されると考えておりますが、

捕獲隊員の位置づけは有償ボランティア活動の位置づけと考えています。

捕獲隊は類似する団体組織の鳥獣被害対策実施隊であるかの質問に対しては、捕獲隊は実施隊ではありません。実施隊は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき設置することができる組織で、実施隊員は非常勤公務員の身分となり、自治体の条例で定めるものになります。本町においては、前述のとおり実施要領にて定めている組織でありますので、同一なものではありません。

それでは、御質問をいただきました5点目、捕獲報奨金検討のスケジュール、段取りはいかにについてお答えします。

本年3月26日開催の捕獲隊役員会において、報奨金額について協議事案が出てまいりました。役員の皆様方、役員のほうからは、報奨金を上げてほしいやガソリン代などの経費が上がっているなどの意見が出ています。町事務局からは、どんな経費が必要なのかを御精査していただき、捕獲隊の中で協議をされ、取りまとめをしていただきたいとお伝えしています。町としても、捕獲隊側から報奨金等の引上げの思いが伝えられ、それが妥当と判断すれば次年度の予算要求につなげていくものと考えています。よって、スケジュール感的には予算編成期になる今秋よりも前までには捕獲隊内にて御協議されるものと認識しています。

また、報奨金について、イノシシ1頭当たりの単価を成獣と幼獣とで分けてはどうかとの提案についてお答えします。

前述の勉強会の講師からも、成獣を捕獲することが重要ですとお話ししていただきました。イノシシの子を産むのは2歳以上の個体であることから、それは正論であると認識しています。ただ、わなの工夫を施しても成獣のみを捕獲することは難しいことだと思われれます。本町のイノシシの捕獲実績から見ても、昨年度は254頭を捕獲した内訳は、成獣60頭、幼獣194頭と、成獣と幼獣に3倍以上の差がありますのは、成獣は警戒心が強い上、賢い動物で捕獲が難しいということを裏づけているものかと考えます。

1頭当たりの報奨額に差をつけたとして、捕獲に至る手間、捕獲した鳥獣を確認する手間などは成獣・幼獣とも大きく変わらないと考えられ、幼獣か否かを判断する手間と労力だけがが増えてしまう結果にならないかと心配をすところでは、捕獲隊員のモチベーション低下につながるものであるとすれば、導入すべきではないと考えます。ただ、これにつきましては、捕獲隊へ情報提供をいたします。捕獲隊の皆様方が前向きに考えたいということであれば、御検討されるものと考えます。

それでは、御質問をいただきました6点目、イノシシの出産前に捕獲するために捕獲隊の活動期間を早める考えはについてお答えします。

これも、前述の勉強会の講師からは、イノシシは12月から3月にかけて交尾をし、この5月

頃が出産のピークですとお話いただきました。また捕獲隊の活動期間を早めることについては、今年の役員会でも話題となりました。捕獲時期の前倒しをという意見と、今までどおりやるべき、農作物の被害状況に合わせてやればいいなどの意見があったようですが、最終的に結論には至らず、捕獲隊活動が始まる前までは個人捕獲、自衛捕獲で対応していただくとの意見がおおむねの了解事項になったと理解しています。

本年の捕獲隊準備会において、捕獲隊長は捕獲隊に関する意見があれば役員を通じて寄せてほしい、役員会で内容を整理して必要に応じて協議を行いたいと御挨拶をされています。昨年度の準備会でも同様のことをおっしゃってみえました。町が組織する捕獲隊ではありますが、運営等を含むルールについては町からトップダウン的に進めるものではなく、捕獲隊の中でも協議され、了解いただいた事項をもって活動につなげていただいておりますことを御理解いただきたいと存じます。

以上6点、私からの答弁とさせていただきます。御質問の最後、7点目につきましては副町長から御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

**議長（大沢まり子さん）**

副町長 筒井幹次さん。

**副町長（筒井幹次さん）**

おはようございます。

それでは、広川議員からの最後の御質問、役員会の会議運営及び書類の取扱いについてにお答えをいたします。

まず、議員御指摘のとおり、本年3月6日に開催をされました御嵩町議会第1回定例会の一般質問において、広川議員から提出をいただきました有害鳥獣捕獲隊の活動促進等に関する御質問の読み原稿、並びに建設部長がお答えいたしました答弁の読み原稿、それぞれの写しを同年3月26日に開催されました御嵩町有害鳥獣捕獲隊の役員会の席上、各役員の皆様に建設部長の判断で配付をしたというものでございます。

建設部長といたしましては、広川議員からの御質問や御提案の内容を切り取らず、正確に捕獲隊の役員にお伝えしたいという思いから、全文を資料とするよう農林課職員に指示したとの説明を受けております。

しかしながら、これは正式な議会の会議録として公表されたものではなく、その取扱いに先例やルールはなかったとはいえ、十分な注意と配慮を要するものであると理解をしております。議員御指摘のように、今回のことについて言えば、文責者である広川議員から承諾をいただいた上で提供されるべきものであり、当然の礼儀であったと認識をしております。

また、今定例会の開会に先立ち、議会事務局を通じて読み原稿の取扱いに関する確認事項が

示され、さらに議会運営委員会の折には高山委員長から執行部に対し、読み原稿の取扱いに関して、今後無断で外部提供するようなことがないよう改めて御注意をいただいたところです。

今後は再びこのような事案が発生しないよう、町執行部として十分に注意徹底をしてみたいと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[ 2 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子さん）**

2 番 広川大介さん。

**2 番（広川大介さん）**

御答弁ありがとうございました。

まず、募集の告知の件ですけれども、捕獲隊員の募集の告知ですね。以前の町長の答弁を御参考に上げていただいたんですけれども、ユーチューブ広告に関しては広く発信するというよりもエリアを限って、例えば御嵩町だけに発信するということができるので、すごく費用も安く抑えられるんですよ。そういう活用の仕方をしていただくと大分反応が出るんじゃないかなと思うので、やり方をちょっと研究していただくとよいかと思います。広く知らしめるというよりも、特定の人に知らしめるという力があるというふうに認識していただくと思います。

例えば、狩猟に興味があるとか、狩猟免許をいつか取ってみたいなど思っているぐらいの人って、自分から検索するという事まで至らない、要は潜在的なニーズを持っているという人が一定数いると思うんですよ。今後、これを増やしていくためには、そういう潜在的な欲求を持った人をつついて、そのニーズを顕在化するという作業がまず第1段階として必要なはずなんですよね。その辺りにもユーチューブ広告というのは効くかなと思います。ですから、ただホームページに記載しておくということだけではなく、そういったプッシュ広告というのはやっていくべきかなと思います。

次が実施要領の誤りについてですけれども、これは書類を訂正して役員会で説明するということでしたが、いずれにしても確約書を書かされる段階で誰もこの規約を読んでいないんですよ、実施要領を。読んでいないものに遵守しますというふうにサインをさせられている現状というのはあまり健全ではない気がするので、やはりこれは役員だけでなく、役員に諮るというのは必要だとは思いますが、全隊員に向かって配付なり説明なりというものがなきゃいけないかなと思いますので、要領の名前をずっと間違えていたということもそうですし、これまで全然配付していなかったということを踏まえて、改めて集まっていただいて説明するやっぱり必要があると思うんですが、その点はいかがでしょう。

**議長（大沢まり子さん）**

建設部長 早川均さん。

**建設部長（早川 均さん）**

再質問をいただきましたことについてお答えさせていただきます。

先ほどの御答弁をさせていただいた中で御紹介させていただきましたように、一応7月頃開催と聞いておりますけれども、次回の役員会において、まずは役員の皆様方に御説明するとうふうに向っておりますし、そのような段取りを組んでいるというところでございます。

その中で、各隊員の皆様方へ内容についても御協議されるものと理解をしております。以上です。

[2番議員挙手]

**議長（大沢まり子さん）**

2番 広川大介さん。

**2番（広川大介さん）**

ありがとうございます。

希望ですけれども、役員さんが配付するか説明をするかという、検討されるということだと思っておりますけれども、もし改めて説明が必要だろうと役員会で持ち上がったときには、農林課、建設部としても協力していただいて、お手間でしようけれども、集めて説明していただくところもし希望が出たら御協力いただきたいなと思います。

次に、捕獲方法についての拡充については岐阜大学の方もそういうふうにお話をしていたので、くくりわなのほうが有効であるというところまではおっしゃっていたはずなので、有効な方法だということを踏まえて役員会に諮っていただくぐらいはしてもいいんじゃないかなと個人的には思います。

それから、隊員の位置づけがボランティアであるのかどうかというところですが、御答弁では実施隊ではないとおっしゃっていたんですけれども、すみません、これ私の読み違いなのか、御嵩町鳥獣被害防止計画、これは令和5年度の最新版だと思っておりますけれども、その10ページの(3)に被害対策実施隊に関する事項という項目がありまして、平成28年3月31日付にて鳥獣被害対策実施隊を設置済みというふうに書いてあるんですね。設置済みだとしたら、これが捕獲隊ではないとしたら何なのかなというところをちょっと確認をお願いします。

**議長（大沢まり子さん）**

建設部長 早川均さん。

**建設部長（早川 均さん）**

今確認をさせていただいておるところでございますけれども、計画の中には、設置済みとい

うところはありますけれども、これにつきましては一度確認させていただきます。今、実施隊について、先ほど答弁の中で御説明させていただいたとおり、特措法の中で設置される機関であり、条例でその位置づけを定めるものでございますので、今、本町の条例の中では捕獲実施隊の規定を定める条例はございませんので、今の鳥獣被害の実施隊は捕獲隊とイコールではないという認識をしております。以上です。

[ 2 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2 番 広川大介さん。

2 番（広川大介さん）

そうすると、設置済みの実施隊というのは何なんでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

すみません。これにつきましては今ここに何も資料もございませんし、今お答えできる資料がここにはございませんので、確認をさせていただきます。

[ 2 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2 番 広川大介さん。

2 番（広川大介さん）

確認していただくということだったんですが、捕獲隊が実施隊ではないということだけは、これは確かなんでしょうか。ちょっとそこを再度お願いします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

再度お答えさせていただきます。捕獲隊は実施隊ではございません。

[ 2 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2 番 広川大介さん。

2 番（広川大介さん）

分かりました。

では、ちょっとそこには謎が残るので、改めてちょっと調べていただいて教えていただきたいなと思います。

その一部の役員の方もそうですし、捕獲隊員の方もそうなんですけれども、ボランティアだと思われている方もいれば、そうではないと、これは実施隊なんだろうというふうに認識をして、私たちは非常勤の公務員であると思っている方がいるのも確かなんですよね。それで、その辺は意思統一を図るべきだと思いますので、先ほどの実施要領の説明と併せてしっかりと御説明いただく必要があるかなと思います。そこはお願いします。

それから、報酬の引上げについてなんですけれども、引上げが役員から希望が出ている状況で、農林課の方からはその引上げをするための根拠を示してくれというふうに今言われている段階なんだろうと思うんです。これは、私から見てもなぜ役員がこの根拠を上げなきゃいけないのかなという気がしているんですよ。というのは、周りの市町村が全部御嵩町より高いわけですよ。それが一つの大きな根拠になるんじゃないかなと思うんですよ。

議員が皆さんに対して、やりたくないような面倒くさいような提案をしたときに近隣市町村ではやっていないからというふうに御答弁いただくことが多いと思うんですけれども、今回は逆に近隣市町村が全部やっている、高い状況なので、それを根拠として引き上げていただくことでいいんじゃないかなと思うんですよ。そういうことも検討していただく必要があると思うんです。

根拠を示せと、根拠がある程度必要だとするのであれば、根拠を示してというふうに雑な頼み方をするのではなく、例えば週に何回見回りに行っていますかとか、その見回りの都度、何キロぐらい車を走らせていますかとか、せめてそういったアンケート形式にして、多くの方から回答をいただくような流れをつくる必要があるかなと思います。

何というか、その根拠をつくるのは、僕は役場側の仕事かなと思うので、これを役員会に投げるとするのはどうかなと思っていますが、そこについてはどうお考えですか。

**議長（大沢まり子さん）**

建設部長 早川均さん。

**建設部長（早川 均さん）**

再質問にお答えします。

捕獲隊には、先ほど答弁させていただきましたように、どんな経費が必要なのかを御精査いただきたいということで御依頼を差し上げているというところがございます。

広川委員がおっしゃった他市町村を参考にしたというところは、あくまでも参考にはさせていただきますけれども、やはりどれぐらいの経費がかかっているかというものは実際に動いている皆様方がよく知っておられるので、そこは積み上げとして上げていただきたいというところはあります。

その上で他市町村と比較することはやぶさかではございませんけれども、他市町村の数字を

もってそれを採用するという考えではないと理解はしていますので、それは隊員の皆様方の積み上げをお願いしているというところでございます。

それで私どもが確認というか、認識をさせていただいて、財政当局に次年度の予算要求に上げていくという根拠にさせていただきたいという思いでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

参考にさせていただくというのであれば、もうちょっと答えやすいような聞き方をしていたけるとよりいいんじゃないかなと思います。

あとは、今回は報奨金の引上げのために根拠をというお話だと思うんですけども、経費というのであればこれは報奨金とは本来別なんじゃないかなとも思うんですね。他市町村は猟友会に委託しているからという考え方もあると思うんですけども、委託している場合は委託している場合でその委託料というものが必要経費として含まれていて、さらにそれとは別に報奨金というのが計上されているはずなんですね。

なので、その考え方からすると御嵩町の報奨金のみでその中に経費を含むよというのはすごく不自然なスタイルなんじゃないかなと思うので、その辺りの制度化というのも併せて考えていただくといいんじゃないかとか、もう無理があると思うので、その必要があるんじゃないかなと思います。せっかく役員会の方々に積算根拠を上げていただくのであれば、そういったことも検討していただく必要があるかなと思います。

あとは、活動期間については前回の役員会でおおむね取りあえずこのままやってみましょうという意見だったということでしたが、3月26日に役員会をやった時点でこれを4月からやってくれというのは無理な話ですから、早めにやってほしいという意見の人は同意せざるを得ないとか、もう何にも言えない段階でしたよね、3月26日の段階では。なので、それをおおむねの意見というふうに捉えるというのはちょっと違うかなと思います。

捕獲隊を設置した町の目的というのは、有害鳥獣被害を減らすためということが第一義にあると思うんですね。当然、目的の中に捕獲隊を独立した力のある組織をつくるということが優先的とは思えないわけですよ。という立場であれば、より被害を減らすための何か情報、それこそ岐阜大学の方がそういった5月までに子供を産んじゃうからみたいな情報が来ていたのであれば、それを共有してもっと早めたほうがいいんじゃないかというふうに、町から隊員に提案するということはやるべきだと、やるべき立場にあると思います。トップダウンではなくというお答えでしたけれども、これはトップダウンという話ではなくて、いい方法がある、よ

り効率的にやるためにはこうあるべきだよということは言うべきかなと思います。

そうしないほうがいい、捕獲隊に任せないといけないという意図がもしあるのであれば、ちょっとそこはお聞かせ願いたいと思います。

**議長（大沢まり子さん）**

建設部長 早川均さん。

**建設部長（早川 均さん）**

広川議員の再質問にお答えします。

捕獲隊員に任せてもいいという考えはございません。私どもも理解をした上で捕獲隊の活動、行動をしていただいているという認識をしています。

[2番議員挙手]

**議長（大沢まり子さん）**

2番 広川大介さん。

**2番（広川大介さん）**

では、しっかりと提案という形でよりよいほう、より多くの有害鳥獣捕獲に至る方法とかノウハウというものが分かり次第、どんどん共有していただくといいかなと思います。

次に、副町長、すみません、御答弁の中にスムーズな会議運営の部分がちょっと御答弁がなかったかなと思うので、こうやっているんな役員の方を集めて会議する機会というのはそれぞれの部課であると思うので、その辺の取組についても何かあればお願いします。

**議長（大沢まり子さん）**

副町長 筒井幹次さん。

**副町長（筒井幹次さん）**

スムーズな会議運営といったところです。

当然、様々な会議、種類がございますので、その一般的な考え方としてスムーズな会議運営ということは基本になるところであるかと思っています。

ただ一方で、今回の件に特化してということであれば、それはやっぱり個々の進め方ということもございますので、今回のことについて私のほうからコメントするということではございませんけれども、一般論として会議としてはスムーズに進行するべきものということは認識しております。以上です。

[2番議員挙手]

**議長（大沢まり子さん）**

2番 広川大介さん。

**2番（広川大介さん）**

副町長のお立場でいろんな人を集めてやるわけですから、スムーズに進めるようにということとは皆さんにおっしゃっていただくといいかなと思います。

再質問としては以上になります。

ちょっと最後に、町長に申し上げたいんですけども、6月5日に出発式というのが行われたんですね。捕獲隊の出発式。

これには捕獲隊の皆さんが集まって、さらには可児警察の方まで来ていただいて、法令遵守して安全にやりましょうというような御挨拶をしてくださるんですけども、これは平日の朝8時に集まってやるんですよ。

町長は、集まりがあるといろんなところへ顔を出してくださるじゃないですか。この捕獲隊というのは危険を冒して町のために活動される方ですから、なんでこの場に町長がいらっしゃらなかったのかなというところで、町長はどこでも行かれる方なので御存じだったら行かれるはずなんじゃないかなというふうに思うんですが、だとすると農林課からそういうお知らせがなかったのかなとも想像します。

今後、その役員会が7月にあるというお話でしたけれども、その役員会であるのか、あるいは役員会で、じゃあ皆さんを集めて実施要領について再確認しようということが説明会として行われるような場があれば、ぜひ町長も顔を出していただいて激励なりお礼なりしていただけるとよりよいんじゃないかなと思いました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### 議長（大沢まり子さん）

これで、広川大介さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時25分といたします。

午前10時13分 休憩

---

午前10時25分 再開

#### 議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

1番 鈴木篤志さん。

#### 1番（鈴木篤志さん）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

今回、私からは木育について質問いたします。

木で豊かな心を育むこと、それが木育という考え方です。

言葉自体は2004年に北海道から広まった言葉で、木と触れ合い、木に学び、木と生きるというフレーズが全国各地で聞かれるようになってきました。その中で、岐阜県では木を通じて暮らしの大切さを学ぶ教育と、自然、森のことを学ぶことを含めて「ぎふ木育」と称し、岐阜県の豊かな自然を背景とした森や木からの学びをテーマにぎふ木育30年ビジョンを策定しました。

ぎふ木育30年ビジョンの30年というのは、人が生まれてから次の世代を育てるまでの一つのスパン、目安です。岐阜県は、日本国内で2番目に森林率、面積に対する森林面積の割合が大きい都道府県で、言わば木の国です。私たち日本人は、昔から木を単なる資源ではなく、生活や文化振興として共生してきました。

皆さん、イチイの木を御存じでしょうか。どんな漢字を書くか知っていますか。それは何に使われているか知っていますか。1等賞の一位と書くイチイの木ですが、岐阜県の県木です。

イチイの由来は、笏の材料に高山市にある位山のイチイの木を献上し、一番よい木だったことからイチイ、そして位山と名が付けられたという説があります。以来、天皇様の御即位に際して献上される笏は岐阜県のイチイの木となっています。

このように、木について知ることは自分たちの住む地域を知ることにもつながる、さらにそれを次の世代に伝えるというのも木育の一環です。

ぎふ木育30年ビジョンとは、長期的に育む、つながりで育む、段階的に育むことです。ぎふ木育が目指す姿は、年齢に関係なく森林に対して責任ある行動を取ることができる人材を育むことであり、まずは第1段階として身近な岐阜の木に触れ合い、親しむことから始まります。

その方法の一つとして木のおもちゃがあります。身近にして触れてもらうための木のおもちゃは、岐阜県内各所のぎふ木育の拠点に存在します。岐阜市にある木育の拠点となる木遊館をはじめ、サテライト施設として中津川市のなかつがわ森の木遊館、飛騨市の木っずテラスでは子供から大人まで楽しみながら木育に触れ合う場が提供されています。

先日、ぎふ木遊館に佳子さまがお見えになり、飛騨市の職人さんが作られたさるぼぼをモチーフにした積み木「つみぼぼ」という玩具で子供たちと一緒に遊ばれたと報道されました。

このつみぼぼ、一般的に木のおもちゃでは1種類の樹種が使われるのですが、針葉樹と広葉樹の両方の樹種を組み合わせ使用した、私が知る限りでは初めて作られた木のおもちゃです。

ぎふ木育に触れ合う木育プログラムとして、木のおもちゃで木のぬくもりを感じる遊びから始まり、木工体験や森林活動など、様々なぎふ木育を木育サポーターやボランティア講師の方々が教えてくれています。私も、実は木遊館で何度か子供たちを対象にした木育プログラムをさせていただいた経験があります。

また、県内各地には常設のぎふ木育ひろばがあり、開設に当たって岐阜県の木、県産材（ぎふ証明材）を使用したおもちゃ、木育教材と木製品が木の補助で納入されています。常設木育

ひろばのリストを見ると、平成27年版にはぽっぽかん、平成28年版には中山道みたけ館が御嵩町内では登録されており、県内の割と早い段階で常設の木育ひろばが設置されました。

木育は、幼児教育から学校教育、さらに大人まで幅広く取り入れることが可能であり、また取り入れている自治体や企業も増えてきています。私が知る限りでは、御嵩町内では木育という名称はまだまだ浸透していないような気もしますが、小学校の授業やクラブ活動、町民参加型の森林プログラムなどの活動や木工体験などを通じて木育はたくさん存在しています。

過去に、県内の木育団体の集まりで、御嵩町にはみたけの森というすばらしい木育フィールドがあるから羨ましいと言われたこともあります。

木育についてはもっと語りたいところですが、私自身、特定非営利活動法人岐阜県木育推進協議会に所属していることから何時間でも語ってしまうので、この辺りで質問に移らせていただきます。

まず1つ目、岐阜県では木育ひろばを活用した補助事業があります。現在、町内にある木育ひろばですが、今までの補助事業の活用状況、今後の活用予定を教えてください。

2つ目、ぎふ木育には、木育サポーターや推進員と呼ばれる木育に携わる方々がいます。木育というキーワードは使用せずとも、木や自然に関わりがある木工職人さんやアーティストの方々もたくさんいらっしゃいます。実際に御嵩町の方で木育に関わりがある個人、各種団体や林業、建設業など様々な活動をされている方々の把握はされていますか。また、木育にこれから携わる人材育成についての取組などがあれば教えてください。

3つ目、今年度の事業にありますみたけ木育アプローチ（木育サポーターの育成）ですが、これからの御嵩町として木育をどのように捉えてどのように活用していくのか、御嵩町独自の木育に対するビジョンを教えてください。よろしくお願いいたします。

**議長（大沢まり子さん）**

教育参事 高木雅春さん。

**教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）**

鈴木篤志議員から、木育についてと題して3点の御質問をいただきました。

1点目の質問は私から、2点目は企画部長から、3点目は町長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問の1点目は、木育ひろばにおけるこれまでの補助事業の活用状況と今後の活用予定についてです。他部局の内容も含まれますが、私のほうからお答えいたします。

議員の御質問でも紹介されましたが、現在、本町には子育て支援センターぽっぽかんと中山道みたけ館にぎふ木育ひろばがございます。

まず、ぽっぽかんのぎふ木育ひろばの状況について御説明いたします。

子育て支援センターぼっぼかんでは交流スペースの一角をぎふ木育ひろばとし、就園前児童とその保護者等が岐阜の木に触れ、親しむことのできる場所としております。これは、平成27年度清流の国ぎふ森林環境基金事業補助金、ぎふの木で学校丸ごと木製品導入事業を活用し、木製作業台、木製棚スライド、木製棚の備品を購入し整備したものです。

ここ数年は、5月に木育遊びとして町内在住の有志の方の御厚意により提供していただいた木を利用したおもちゃと触れ合う親子教室を実施しております。ムクの木に触れたときの温度感や凹凸感など、いつまでも触っていたくなる気持ちのよさが手になじみ、親も子も優しいほほ笑みであふれる教室となっております。参加された親子の皆さんからは、毎回好評をいただいています。

提供された全50種類以上の木を使ったおもちゃは、ふだんからもこの交流スペース木育ひろばで親しんでいただいております。木製のおもちゃと子供たちとの触れ合いや遊び方は様々で、木製のおもちゃを使って遊ぶことで子供たちの想像力や手先の器用さを伸ばすことができると言われています。

次に、中山道みたけ館のぎふ木育ひろばの状況について御説明いたします。

平成28年度に清流の国ぎふ森林環境基金事業補助金のぎふの木で学校丸ごと木製品導入事業を活用し、図書館の畳スペースであった場所をぎふ証明材を利用してフローリング化いたしました。また、ぎふの木育教材導入支援事業を活用し、木製のおもちゃを購入して乳幼児期から岐阜県産材を五感で感じられるスペースとしてぎふ木育ひろばを開放しております。

より多くの子供たちに木と親しんでもらいたいという思いから、令和7年度は次の3つの事業をぎふ木育ひろばで実施する予定です。

まず、9月6日実施のぎふ木育教室です。

これは、県がぎふ木育に関心を持つ施設の取組を始めるきっかけづくりとして、講師であるぎふ木育指導員派遣などの支援を行う事業です。今回は、ぎふ木育教室の5つのプログラムの中から木のおもちゃづくりを選択し、講師の指導の下、プルバックカーを作る予定です。

次は、10月25日実施の移動型ぎふ木遊館です。

ぎふ木遊館の職員が木製のおもちゃなどを携えて県内各地に出向き、ふだんぎふ木遊館に来館しにくい地域の住民や子供たちに木育体験を提供するものです。今回は中山道みたけ館に来ていただき、子供たちに木のおもちゃで自由に遊んでいただく予定です。

そしてもう一つは、11月29日実施のぎふ木育ひろば活動支援事業です。

この事業は、ぎふ木育ひろばをもっと活用したい、また具体的なアイデアやノウハウを知りたいと考える施設を支援するために、講師であるぎふ木育人材を派遣するものです。今回は、岐阜木育人材の支援を受け、木育プログラムに基づく事業を実施する予定です。

ぼっぼかんと中山道みたけ館木育ひろばでは、ただいま紹介させていただいた取組を通じて子供たちが木に触れ、親しみ、自然の素材に対する興味を深めることを目指してまいります。

今後も引き続き、県の補助事業の活用や地域の皆様の御協力を得ながらぎふ木育ひろばをより充実させるとともに、子供たちの健やかな成長を支援してまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

#### 議長（大沢まり子さん）

企画部長 岡本拓さん。

#### 企画部長（岡本 拓さん）

それでは、一部他部局の内容も含まれますが、私からまとめて御質問の2点目についてお答えいたします。

まず、議員からも御紹介のありました岐阜県が取り組む「ぎふ木育」において、木育サポーターや木育推進員をはじめ、木や自然に関わる様々な方が御活躍されていることは承知をしております。

本町においても、今年度を実施する木育講座の中には、NPO法人グリーンウッドワーク協会や一般社団法人KASANEに所属する「ぎふ木育推進員」の方を講師にお招きする講座を予定しております。

次に、実際に町内で活動されている木育に関わりがある個人の方々については、全て把握できているというわけではございませんが、木育というフレーズではなくても木や自然について活動されている方は多くいると認識をしております。

その一例を御紹介いたしますと、乾燥していない生木を伝統的な手工具を使い割ったり削ったりしながら小物や家具を作るグリーンウッドワークの講師や、そのグリーンウッドワーク講座において資材を提供いただいている岐阜県森林文化アカデミーの卒業生のほか、ぎふ木遊館の建設に携われ、子供向けの木育講座の講師をしていただいている県庁職員の方などがいらっしゃいます。

また、団体等については、水土里隊、可茂森林組合、山林管理員が協働して小・中学生の環境学習を担っており、水土里隊は自主活動において同隊拠点で樹木に触れ合うイベントのほか、町主催の環境フェアにおいても木工教室を実施していただいております。

最後に、木育にこれから携わる人材育成につきましては、3点目、これからの御質問に対する答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、今年度を実施する木育講座は、木材への親しみや木の文化への理解を深めてもらうことを目的とする子供たちを対象とした講座だけでなく、木育の担い手となり得る世代の方に向けて様々な工具の使い方や安全上で注意すべき点等を指導していただく講座など、年代に応じた内容を予定しております。

講座に参加された方が次世代へのつなぎ役として、木や自然との関わり方などを木育を通して伝えていくことが世代間の交流の場となり、ひいては生きがいつくりの機会創出にもなるものと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

**議長（大沢まり子さん）**

町長 渡辺幸伸さん。

**町長（渡辺幸伸さん）**

おはようございます。

私からは、質問の3点目、みたけ木育アプローチについてお答えをいたします。

木育に対するビジョンの前に、まず本町の自然環境や森林環境について少し触れさせていただきたいというふうに思います。

議員からも、岐阜県の森林率は全国で2番目というお話がございましたが、本町の森林率、森林面積の割合は約6割でございます。

治山事業の一環で造成されました生活環境保全林のみたけの森は森林学習などのフィールドとして活用されているほか、町内外から多くの皆様に保健休養や自然観察の場として利用されております。

みたけの森に限らず、町内には鬼岩国定公園や水土里隊に整備していただいている北山などのほか、自然に親しむことや森林浴などを楽しめる場所が多くあると認識をしております。

自然と触れ合うことは私たちの心を和らげ、気分転換やストレスの解消にも効果があると言われております。私自身も、時間があるときには自宅近くにある丸山に登って草木に触れることや、そこからの眺めから日々の活力を養っております。

このような自然と触れ合える環境が身近にあるということも御嵩町だからできる体験の一つであり、これから磨いていくべきポテンシャルの一つだと考えております。名古屋圏や岐阜市からも近いという条件も生かして、都市部からの誘客につなげていければというふうに思っております。

さて、今回御質問のテーマとなっております木育は、森林や木材を通して子供たちの心身の成長を促し、自然との触れ合いを大切にする教育でございます。本町におきましては、地域の特性である豊かな森林を生かした木育を推進し、子供たちには将来豊かな森林環境のある御嵩町民としての誇りと愛着を持ち続けてほしいと考えております。

また、木育の対象は子供たちだけではなく、各年代層や個人の経験に応じた講座や活動に取り組むことで全ての世代が生涯を通じて楽しむことができるものであると捉えております。

その中で、みたけ木育アプローチとは木育を活用して様々な目的や目標にアプローチする、

解決を図る試みのことをごさいますて、豊かな森林環境を次世代に引き継いでいくための仕組みづくりであると考えております。そのため、参加していただく木育講座を通して森林の魅力や大切さを理解していただき、講座に参加する側から伝える側となり、木育講座の支援をしていただく木育サポーターを発掘したいと考えております。

さらには、木育サポーターとなつていただいた方々が木育講座に参加していただくことで、幼児期や学童期の子供たちと壮年期、あるいは青年期や成人期の方々が知恵や経験を共有する世代間の交流機会を創出し、それが循環することで持続可能な木育環境を構築したいと考えております。

鈴木議員には、岐阜県木育推進協議会の理事という立場もごさいますので、ぜひみだけ木育アプローチに御参画いただき、一緒に御嵩町の木育推進、木育サポーターの発掘に取り組んでいただきますよう御協力をよろしくお願ひいたします。以上です。

〔1番議員挙手〕

**議長（大沢まり子さん）**

1番 鈴木篤志さん。

**1番（鈴木篤志さん）**

御答弁ありがとうございました。

今年度の御嵩町内でいろんなことが始まるということで、町長がいつもおっしゃっていますが、わくわくというのがまさに感じられることだと思いました。

ちょっと1点だけ再質問させていただきたいです。すみません、ちょっと通告、この書面を出した後にはちょっと気づいたということなので。

2年ほど前に御嵩町で行われた森と木と水の環境体験講座というワークショップなどの木育につながる催し物がありましたが、対象者が町内在住、御嵩町に住所がある関係者のみが参加申込み可能という条件があり、せつかく御嵩町の自然に興味を持っていただいている方からはとても残念だというお声をいただいた記憶があります。

御嵩町の関係人口増加にもつながるきっかけにもなりますので、今回はぜひ幅広く参加希望者を受け付けていただけたらと思います。

何か現時点で決まっていることがあれば教えていただければと思います。

**議長（大沢まり子さん）**

企画部長 岡本拓さん。

**企画部長（岡本 拓さん）**

すみません、再質問をいただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、2年前の講座に関しましては町内に在住の方のみということに絞らせ

ていただいていたかと思えます。

現状を申し上げますと、木育の講座に関しまして令和6年度から町内在住者に加え、これは限定的ではありますが、御嵩町に在勤・在学されている方につきましても一応現状では対象とさせていただきます。

一方で、木育のこの講座はいろんな道具を使うということもございまして、講師の方の注意が全体に行き届く、安全管理のために行き届く環境で行うという必要もございまして定員を10名程度に絞っているという講座が多くございまして、議員御指摘のとおり、全ての申込みにお答えできないというような現状もございまして、まずこの量的なところに関しましては、今後可能な範囲で講座の受入れの人数を増やしていけるといいかなということを考えております。

また、議員から御指摘いただきました関係人口を増やしていくという観点でということで町外の方もというような御意見をいただきましたので、これに関しましては、今みたけファンクラブという取組を始めましたので、このみたけファンクラブの会員の方は当然のことながら御嵩町に御興味を抱いている方でございまして、みたけファンクラブの会員の方が木育の講座に御参加いただけるような仕組みづくりを今後考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[1番議員挙手]

**議長（大沢まり子さん）**

1番 鈴木篤志さん。

**1番（鈴木篤志さん）**

ありがとうございました。

木育を通じて、子供たちは身近な暮らしや地域に関心を持つきっかけを得ることができます。例えば、家の柱や家具が山や森の木からできているという実感を持たない子供が増えているのは、牛肉や魚が生き物と結びつかない食育の課題と同様です。これは子供だけではなく、大人でも物事への関心、気づくことが少なくなっている現代の課題であると私は感じております。

木育は、木そのものにとどまらず、自分の暮らしや環境に目を向け、知るきっかけを与えてくれます。町長もおっしゃっていたとおり、自分たちの町のことを学び、その理解がやがて自信や誇りへとつながっていく。それは、私たちが人生を豊かに生きていく上でとても大切な力です。

以上のように、木育は単なる環境教育ではなく、子供たちが身の回りの暮らしや地域に関心を持ち、自らのルーツやまちへの理解を深めていく大切な学びの入り口です。その気づきがや

がて自信や誇りとなり、ふるさとを大切に思う心を育んでいく。こうした視点をこれからのまちづくりや教育の中にどんどん取り入れていただきたいと強く願い、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### 議長（大沢まり子さん）

これで、鈴木篤志さんの一般質問を終わります。

続きまして、7番 清水亮太さん。

#### 7番（清水亮太さん）

今回は、名鉄広見線について質問いたします。

一般質問の原稿提出は5月22日のため、進展があった場合は矛盾が出ている場合もあるかもしれませんが、御容赦ください。また、存続が決定した場合の想定での質問であることも重ねて御容赦ください。

名鉄広見線新可児駅から御嵩区間の存続が問われていることはこれまで報道もされており、広く知られていることです。線区の将来に向けた協議の中で、設備投資の必要性から自治体負担を現在の1億円から平たくして年間約1億8,000万円に引き上げた上でみなし上下分離方式での存続を目指すか、バスへの転換をするかを問われているところです。

5月10日、町開催のみたけ未来トーク、かつての行政懇談会のようなものの中で、御嵩町はみなし上下分離方式による鉄道存続の方針をもって、市町・名鉄との協議に臨むことを表明されております。御嵩町議会としても、令和7年第1回定例会で名鉄広見線の存続を求める請願書を賛成多数で採択しており、名鉄広見線問題対策特別委員会においてもみなし上下分離方式での存続を目指すことを決議したところで、共に鉄道の存続を目指す立場は一致するところです。

しかしながら、御嵩町としての方針、御嵩町議会としての方針が一致しているに過ぎないことを常に頭に入れておかなければなりません。みたけ未来トーク、あるいは報道を見て鉄道の存続が決定したと誤解している方があまりにも多いことは憂慮すべきことです。

また、存続してよかったねで終わりそうな雰囲気もあります。仮に存続が決定したとしても、これから多くの人で支えていかなければすぐに終わる路線であることを認識しなければなりません。町長の言葉を借りるならば、それぞれがアウトプットしていかなければいけないという状況です。

私なりのアウトプットの一環として質問をしたいと思います。

まずは交渉の方針、現在発表できる決定事項などについて確認したいと思います。

6月を線区の在り方を決める一旦のめどとしており、結論の大枠を決める時期が来ております。どの程度のところまで交渉が進んでいるか、どのようなスタンスで交渉を行っているか、

交渉の結果をいつ頃公表できるかなど、交渉中ということもあり言えないことも多いかと思いますが、可能な範囲で御紹介いただければと思います。

みたけ未来トークの資料では、乗って残そうプラス残して生かそう、単なる存続ではなく鉄道の再構築はまちづくりの再構築、再考と定義すると示されています。

願興寺などの訴求力の高い地域資源を起点とした地域観光の効果的な移動、誘客手段として生かす、また住み続けられる地域の移動手段という価値を確保しつつ、鉄道も地域資源の一つとしてにぎわいづくりに生かす。この2点も資料の中で示されています。

御嵩町の人口、車社会の現状を考えると、住民の足としての地域交通だけでは限界があることは明白です。他市町村から鉄道を利用して人が集まる仕組みを構築できなければ、仮に鉄道存続が決まったとしても10年後には廃線の議論がされている未来が見えます。

現在、御嵩町の観光分野は弱いと言わざるを得ません。コンテンツはあれども育てられていない状況に思えます。そのような中でのまちづくりの再構築、残して生かそうです。単なる鉄道存続のための言い訳ではなく、まちづくりの可能性を示すこと、共感されること、可能性を潰すことはできないと周りに思っていたことが今すべきことです。短期的には、まずは鉄道を利用していただける方を集客することを考えていかなければなりません。

名鉄のイベントの際、その集客力はすごいものがありました。廃線と隣り合わせの広見線は、一つのコンテンツとも言えます。鉄道ファンが集まりやすい環境をつくっていくことが一つの方策のように思います。

御嵩口駅のホーム跡や御嵩駅の駅舎、木製の電柱一つを取っても価値を認める方はいます。鉄道ファンを集めるために、鉄道ファンのアドバイザーを求める手もあるかと思えます。また、あえて古い車両を展示したり走行させたりと、確実に鉄道を利用する層にアプローチを強化していく必要があるかと思えます。

長期のまちづくりとしては、願興寺、御嶽宿の観光強化、あるいは御嵩の特産品の強化といったことにも取り組んでいく必要があるかと思えます。

計画的な観光開発、コンテンツの強化、PRの強化、どれを取っても計画を分かりやすく示すことが必要です。いつまでに誰がどのようにやっていくか、どのくらいの規模の投資をどういった財源でやっていくか、この構築が大切だと思います。

どういったまちづくりを考えておられるのか、残して生かそうの中身を教えてください。

最後に、自治体負担、財政の考え方をお聞きします。

財政負担ばかりを考えては可能性を狭めるということは重々承知しておりますが、町の議員としては確認しなければなりません。

ならして年間1億8,000万円の財源負担が想定されていますが、この金額をどれだけ軽減で

きるか、町の負担分をどれだけ軽減できる可能性があるか、慎重に考える必要があるかと思えます。現状を公表できる範囲でお答えください。

また、鉄道存続に充てる歳入を増やすことで御嵩町全体の予算圧迫を抑える必要があるかと思えます。財源の考え方やふるさと納税指定寄附金についてなどのお考えがありましたらお答えください。

3点質問いたします。

1点目、他市町・名鉄等との交渉方針、あるいは現在決まっていることがありましたら教えてください。

2点目、残して生かそうまちづくりの再構築の中身を教えてください。

3点目、自治体負担軽減策や鉄道存続に充てる財源の考え方を教えてください。

以上3点、御答弁をお願いいたします。

**議長（大沢まり子さん）**

町長 渡辺幸伸さん。

**町長（渡辺幸伸さん）**

それでは、名鉄広見線の存廃について、3点御質問をいただきました。

現状でということと、あるいは今協議に臨むということも含めまして、お話しできる範囲内ということにもなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず1点目、協議の進捗や協議に臨むスタンス、協議結果の公表時期についてお答えをいたします。

名鉄広見線新可児駅－御嵩駅間の存廃問題につきましては、令和5年度から国、岐阜県、名鉄及び沿線3自治体による勉強会を設け、令和8年度以降の当該線区の在り方について調査分析を進めてまいりました。この調査分析により、持続可能な公共交通を確保するためにはみなし上下分離方式による鉄道存続または鉄道を廃止し、バス路線へ転換のどちらかが今後の選択肢となることが確認をされたところでございます。

その後、今年1月末から2月初旬に住民説明会を実施し、以降、現在に至るまで沿線自治体である可児市と八百津町、運行事業者である名鉄との間で定期的に意見交換を行ってまいりました。そのような中、2択のうち、みなし上下分離方式による鉄道存続を御嵩町としての方針とすることを先般のみたけ未来トークにおいてお示ししたところでございます。

この方針は、民意の代表である議員、議会としても同意をされている、賛同されているところでございます。

他方で、可児市、八百津町においても、当該線区についての整理や民意などを総合的に勘案して、方針または一定の方向性を決められることと存じます。仮に鉄道を活用する地域づくり

を実現しようとする場合には両市町と良好なパートナーシップが構築できていることも不可欠であることから、両市町の考え方も踏まえながら今後本格的に協議を進めていく所存でございます。

なお、これまで様々な場において、6月中をめどに令和8年度以降の当該線区の在り方についての結論を発出するとお伝えしておりました。しかしながら、地域の将来に関わる大変重要な決定事項でもあることから、拙速な議論とならないよう、綿密かつ丁寧に合意形成のプロセスを経ていく必要がございます。

できるだけ早期の合意形成、結論の発出を目指すことには変わりはありませんが、6月中に結論に至ることは難しい状況でございます。

協議機関など、関係する機関などには適宜状況を丁寧にお伝えしてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて2点目、まちづくりと残して生かそうの中身についてお答えをいたします。

先般のみたけ未来トークでもお伝えいたしましたとおり、単なる存続や単なる利用促進にとどまらないよう、まちづくり、にぎわいづくりのために鉄道を徹底的に活用するものとして、乗って残そうにプラスして残して生かそうという新たなビジョンを提示させていただきました。

当該線区の存廃問題が表面化して以降、名鉄広見線を守ろう会をはじめとする皆様の精力的な活動や、活性化協議会による定期券や回数券購入者への補助制度や鉄道利用者へのノベルティ配付、企画切符の販売など、利用促進を目的とした各種活動を続けてまいりました。

一方で、将来的な地域の人口減少傾向を見据えますと、今までどおりの利用促進を目的とした活動だけでは不十分であるということも認識をしております。

先般のみたけ未来トークにおいて、鉄道存続を町の目指すべき姿の実現に向けた投資と位置づけると説明をさせていただきました。鉄道をどうしていくかという視点にとどまらず、まちづくり、地域づくりという中長期的な視点から、人口減少社会であっても持続可能な地域であるというリターンを得る必要があると考えております。

現在、具体的な施策をお伝えできる段階ではございませんが、施策の方向性として検討している一部を御紹介させていただきます。

まず、議員御指摘のとおり、鉄道自体のコンテンツとしての価値も地域資源の一つとして利用していく方向性でございます。鉄道趣味のマーケット規模の大きさや誘客効果の高さなどを踏まえ、鉄道愛好家の英知を結集し魅力ある駅舎づくりを行うなど、地域内外の広見線ファンを創出する好循環を生み出す取組を検討していきたいと思っております。

続いて、こちら議員御指摘の地域の観光力を強化していくという方向性でございます。

岐阜、名古屋、中部国際空港と鉄路でつながっているという強みを生かして、この地域が旅

の目的地に選ばれるような誘客策を検討しております。

願興寺のリニューアルを契機とした御嶽宿周辺における滞在型観光の実現を見据えながら、可児市、八百津町をはじめとする周辺地域との広域的な観光連携を生み出し、またそうした魅力をターゲットとする層に的確に届ける情報発信に力を入れることで、国内はもとより訪日旅行者も含めた多くの人々に訪れていただくことで、にぎわいのある宿場町の再生を目指してまいります。

そのほか、各駅のポテンシャルを生かした環境整備により利便性を高めることで固定利用者を確保していく方向性や、地域内就業、定住をさらに促進することで鉄道の存在意義を高める方向性も検討しております。

いずれにおきましても、これらのビジョンを具体化し、実現していくためには、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の協力が不可欠でございます。この場をお借りして、改めて御協力をお願いを申し上げます。

次に、3点目の費用負担軽減策や財源についてお答えをいたします。

みなし上下分離方式による鉄道存続では、沿線自治体は今まで以上の費用負担が必要であるという試算であることをお伝えさせていただきました。また、この金額をいかに減らしていくかという点につきましては、みたけ未来トークにおいて特別交付税の獲得、名鉄との応分負担、沿線市町との応分負担、国・県への支援拡充の要望の大きく4点が負担軽減の可能性としてあることをお伝えさせていただきました。

いずれにおきましても、協議のさなかにあるため現時点で確実な負担軽減が図られると言い切ることはできず、減少額をお示しすることはできませんが、全く根拠がない絵空事というわけではありませんので、粘り強く協議、要望をしております。

また、議員御指摘のとおり、歳入の確保という視点も非常に重要であるというふうに考えております。ふるさと納税やクラウドファンディングといった短期的かつ直接的なものから、新しいまちづくりを通して生まれる域内経済活性化による税収増といった中長期的かつ間接的なものまで、多面的な歳入の確保獲得を見据えると同時に、行政活動全般における適切な歳出の管理をもって鉄道存続へ費用負担をしながらも健全な財政運営を維持してまいります。

最後に、議員各位には、先月22日の第4回臨時会において当該線区の存続を求める決議を御採択いただきました。これにより、町議会と町執行部が一枚岩となり、沿線自治体や名鉄との協議に臨むことができることを大変心強く感じております。

引き続き一丸となって、当該線区の存続を、また鉄道を活用した持続可能なまちづくりの実現を進めていきたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

ありがとうございました。

ちょっと気になったところを幾つか聞こうかなと思います。答えられる範囲で結構です。

まず最初に聞きたいのが、交渉をやられているということで、どれくらいの頻度というか、回数でやられているものかと。あとどのレベル、要は事務の方だけなのか、町長とかその辺が会ってお話しされているのか、その辺をちょっと確認させてください。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

御質問にお答えしたいと思います。

3市町と名鉄の担当者間での打合せについては定期的、月1は最低行っておりまして、各市町の動向や今後のスケジュール、あるいは必要な事務的なタスクの管理、確認等を行っております。

それらを踏まえて、今後、あとはそれぞれの沿線市町さんの方向性という部分もございまして、そういったことを踏まえながら正式な協議に臨んでいきたいという状況でございます。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

まだそこまでの正式な交渉までたどり着けていないような状況というふうに聞き取れたんですけど、その理解は間違っていないかちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ありがとうございます。

正式というものをもって何をというのはあるんでしょうけれども、正式な協議というのは今後ということになってまいります。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

**7番（清水亮太さん）**

先ほどは、6月中はちょっと難しい、早急に決めることでもないし、やっぱり丁寧にやるべきだということで6月は難しいということなので、これは今後その6月ができなかったとしてどれぐらいのめどというのはちょっと難しいかもしれないけど、一応の目標があればお聞かせ願いたいのと、継続して協議をやっていくということをもう一回改めてその方針を確認させていただきます。

**議長（大沢まり子さん）**

町長 渡辺幸伸さん。

**町長（渡辺幸伸さん）**

お伝え申し上げさせていただきます。

6月をめどにというのは、そもそも現在の中学生、中学3年生が進路選択に当たってそこぐらから動き始める、要は選択を考えるに当たっての材料としていくという時期ということもございましたのでめどとさせていただいておったところでございますけれども、とはいえ地域の将来に関わる大変重要な決定事項であるということですので、拙速な議論にはならないように丁寧に合意形成のプロセスを経ていくということでございます。

ただ一方で、できるだけ早期の合意形成、結論の発出を目指していくと、これは変わりはありませんので、ただそれがどれぐらいの期間になるのか、これは協議次第ということになってまいりますので、今の状況としてはそのような形になります。

〔7番議員挙手〕

**議長（大沢まり子さん）**

7番 清水亮太さん。

**7番（清水亮太さん）**

ありがとうございます。

それとちょっと新聞報道、6月3日の某新聞と言っておきますけど、報道で可児市長のコメントがいろいろと載っておりました。

その中で、国や県への支援の要望など、あらゆる努力をした後で結論が出るというような言葉が出ているということで、可児市や八百津町も含めて国や県に支援の要望などをしていく予定があるのかどうか、今現状決まっていることがありましたら教えてください。

**議長（大沢まり子さん）**

町長 渡辺幸伸さん。

**町長（渡辺幸伸さん）**

ありがとうございます。

今後の予定ということにはなりますし、協議の中での話にもなるかもしれませんが、やれることは全てやっていきたいという思いがございますので、関係機関、あるいは国・県等に対しましても要望できること、あるいは意見を述べること、こういうことは積極的に行っていきたいと思っていますし、これを単独でというよりも連携しながら行っていきたいという思いではおります。

[7番議員挙手]

**議長（大沢まり子さん）**

7番 清水亮太さん。

**7番（清水亮太さん）**

そこが私の中で肝なのかなという、3市町で国や県への支援を取り付けられることができるかというのが肝かなと思っているんですけど、一応それがそうなのかという、交渉の肝というのをどういうものになるかというのを思っていらっしゃるのか教えてください。

**議長（大沢まり子さん）**

町長 渡辺幸伸さん。

**町長（渡辺幸伸さん）**

ありがとうございます。

あくまでも、やっぱり沿線市町という言い方になってございます。御嵩町がというものではございませんので、協議の中身ということにもなるんでしょうけれども、連携しながらこの地域としてどのような関わり、あるいは要望、意見を申ししていく、どういったことがされるかどうかということにもなってくるかと思っておりますので、連携しながらそういったあらゆる必要と思われる要望事項、意見の申出等はしっかりしていきたいというふうに思っております。

肝だというふうに感じています。

[7番議員挙手]

**議長（大沢まり子さん）**

7番 清水亮太さん。

**7番（清水亮太さん）**

ありがとうございます。

まずは3市町で合意をしていくというところが肝腎で、まだそこに国や県というのがなかなかまだ出てきているような状況でもないと思いますので、これからちょっと頑張っていただきたいなと思います。

2点目のまちづくりのお話ですが、まだ具体的などころまではいけていないということであ

りました。鉄道コンテンツを利用していく、地域の観光、旅の目的地になるような町を目指すという言葉がありましたので、そこは期待したいと思います。

そこに議会や町民も含めて協力が必要だということなので、どうやって町民を巻き込んでいくのかというところがこれの肝でもあるのかなと思いますので、どういうプロセスや枠組みを考えていらっしゃるのかというところがありましたら教えてください。

**議長（大沢まり子さん）**

町長 渡辺幸伸さん。

**町長（渡辺幸伸さん）**

ただいまの質問に対してでございますけれども、今回、この勉強会を進めていくそのさなかで、ここ10年来、名鉄活性化協議会という形で協議会でいろんな議論をしてみましたが、やはり先ほど申しましたようにそれだけでは不十分だという認識は持っています。

先ほど議員もおっしゃったように、存続したからほっとしてしまうとか、その後の行動に移れないということもございますので、どうしたらそれがかなうのか、あるいは住民を巻き込んで議員さんと共に一緒になって進めていくというこの動きをどうやっていくのか、具体的なやり方については今後検討をしていきますけれども、その部分がやはり持続可能という意味では必要になってくるかというふうに思っておりますので、その部分をしっかりと見据えながらやっていく必要があるというのは非常に認識しているところでございます。

〔7番議員挙手〕

**議長（大沢まり子さん）**

7番 清水亮太さん。

**7番（清水亮太さん）**

ありがとうございます。

3点目の財政の話は、まだ具体的には言えないことだと思いますので深掘りは避けませんが、ふるさと納税なんかも活用していくというのは短期的にはありだと思うので、おっしゃるとおり長期的にどういう財源を確保していくのかというのは議会も含めて一緒に考えたいなと思います。

今日のところは一緒に考えたいなというふわっとした言い方で終わることになりますので、ありがとうございます。これで終わります。

**議長（大沢まり子さん）**

これで、清水亮太さんの一般質問を終わります。

---

**散会の宣告**

**議長（大沢まり子さん）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月13日に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時21分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 鈴 木 秀 和

署 名 議 員 清 水 亮 太

